

事務連絡
令和元年5月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学担当課
各国公立高等専門学校事務局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について（協力依頼）

学校等における麻しん対策については、別紙1の「学校における麻しん対策について」（平成30年5月16日健感発0516第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等により、これまで御対応いただいているところです。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、別紙2のとおり、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。）が改正されました。

つきましては、改正後の指針の内容も踏まえ教育委員会及び学校等の設置者において御協力いただきたい事項は下記のとおりですので、お知らせいたします。

また、学校等における麻しん対策については、「学校における麻しん対策ガイドライン第二版」（平成30年2月作成）も参照いただくほか、別紙3及び別紙4のリーフレット等も活用いただきますよう、併せて周知のほどよろしく

お願いします。

なお、別紙 5 のとおり平成31年4月25日付け健健発0425第 1 号及び健感発0425第 1 号で厚生労働省健康局健康課及び結核感染症課から衛生主管部局宛て通知されていますので、御承知おきいただきますようお願いします。

記

- 1 市（特別区を含む。）町村教育委員会は、学校保健安全法（昭和33 年法律第56 号）第11 条に規定する健康診断（以下「就学時健診」という。）の機会を利用して、当該就学時健診の受診者について麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び第二期（小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間）の定期の予防接種の接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第二期の定期の予防接種を受けていないことが判明した場合には、衛生主管部局と連携し受診者が定期の予防接種を受けられるよう適切な対応をとること。（改正後の指針第三の二の 3 関係）
- 2 学校の設置者は、学校保健安全法第15 条第 1 項に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、当該学校等の職員の麻しんのり患歴及び予防接種歴を可能な限り確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数（現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。以下同じ。）である 2 回を受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを推奨すること。（改正後の指針第三の三の 6 関係）
- 3 学校の設置者は、学校保健安全法第13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断等の機会を利用して、学校等の児童生徒等の麻しんのり患歴及び予防接種歴を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である 2 回を受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、児童生徒等又は保護者等に対して麻しんに関する情報の提供を行うこと。（改正後の指針第三の四の 3 関係）

参考 1 : 麻疹について

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/measles/index.html

参考 2 : 改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

参考 3 : 学校における麻疹対策ガイドライン第二版

(平成30 年 2 月作成)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/id/655-diseasebased/ma/measles/idsc/555-measles-guidlines.html>

(本件担当)

文部科学省 初等中等教育局
健康教育・食育課 保健指導係
TEL : 03-5253-4111(2070)